

国民年金の納付は “口座振替1年前納”がお得です

お申し込みは2月末までにお願いします

国民年金保険料の納付は、
口座振替で前納すると、保険
料の割引があり大変お得です。

平成20年4月分からの国民
年金保険料は月額1万4,4

10円です。口座振替で1年
前納または6か月前納を希望
される場合は、平成20年2月
末までに、金融機関・郵便局、
草津社会保険事務所、役場住
民課でお申し込みください。

現在、口座振替を利用され
ている方であっても、振替方
法の変更を希望される場合は
手続きが必要ですので、ご注
意ください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
草津社会保険事務所 国民年金業務課
☎ 0771-5671-2220 ☎ ⑤6571-1
有線⑥7784

クレジットカードによる
納付がスタートします



国民健康保険（国保）への加入・脱退の届け出が遅れると、さかのぼって納めたり、いつたん医療費を全額負担したりする事態になります。どんなときに国保へ届け出をしなければならないかを知り、変更があったときは必ず14日以内に届け出をしましょう。

◆住民課 保険年金担当
☎ ⑤6578 有線⑥7784

国保の加入・脱退は14日以内に届けましょう

	こんなとき	手続きに必要なもの
に国 な る 被 保 険 者 と き	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職したことがわかる証明書・印鑑など
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書・印鑑など
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・被保険者証・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
で国 な く な る 被 保 険 者 と き	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	被扶養者証・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証
その 他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの（免許証など）・印鑑

※世帯の中で、すでに国保に加入されている方がおられる場合は、国保被保険者証が必要です。